

## 【訂 正】

「新しい消費税 完全マスター」(平成 28 年 12 月刊行)において下記の間違ひがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

### P 87 【売上に係る消費税額の計算】

#### ●課税標準額

(誤) 売上 (税込)  $1,000,000,000 \times 100/108 = 95,592,000$  (1,000 円未満切捨) …②

(正) 売上 (税込)  $1,000,000,000 \times 100/108 = 92,592,000$  (1,000 円未満切捨) …②

#### ●課税標準額に対する消費税額

(誤)  $95,592,000$  (②)  $\times 6.3\% = 6,022,296$  円

(正)  $92,592,000$  (②)  $\times 6.3\% = 5,833,296$  円

### P 150 【本文中下から 12 行目あたり】

「…、逆に自動販売機収入などの少額の課税売上のみが計上されるようにします。そうすると、課税売上割合が 100%になりますから、この課税期間の消費税の計算を一括比例配分方式により計算を行えば、建物部分に係る消費税額が全額控除できてしまうわけです。」と記述しております。

本文は、課税売上割合が 100%で、かつ、その課税売上が少額であることを前提にしていますので、「一括比例配分方式により計算を行えば…」とありますが、「全額控除方式」で建物部分に係る消費税額は全額控除できます。

### P 181 【全額控除できる場合】

フローチャートの 仕入税額控除

#### ●売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除する

(誤)  $6,300,000$  円 (④)  $- 4,410,000$  円 (⑦)  $= 2,520,000$  円… (⑧)

(正)  $6,930,000$  円 (④)  $- 4,410,000$  円 (⑦)  $= 2,520,000$  円… (⑧)

以上